

町民の声への対応状況

平成 26 年 3 月受付分

受付月日	項 目	意見の概要	対応・取り組み状況	担当課
3 月 24 日	畑地かんがいの費用負担について	畑地かんがいの費用負担について、現行の営農時の負担金、脱退時の一括返済等々、「末代までの借金返済」を強いるかのような制度には若干の疑問を感じます。 北栄町の HP を参照するに、新規の営農者を募集するかの情報も見受けま す。 上記の費用負担が新規開業の負担とはなっていないか？あるいは、同じ町民でありながら、新規営農者と、旧来の営農者との間に不公平は生じていないか？少なからず疑問を感じるところです。	まず、畑地かんがいの費用負担についてですが、「北条砂丘土地改良区」が徴収しています。この土地改良区は、区画整理や農業用水利施設や農地の保全また、それに必要な施設の新設・改修・維持管理などを行なう目的で砂丘地内に農地を所有されている方々で組織された団体です。 北条砂丘土地改良区の組合員から選出された理事会（14 人）が予算を編成し、毎年 3 月の総代会（総代 65 人）で予算、徴収方法や賦課金が承認されます。承認された賦課基準により組合員から徴収した賦課金で土地改良区を運営されておられます。詳しい事情等は、北条砂丘土地改良区へお問い合わせください。 次に、費用負担が新規開業の負担とはなっていないか？あるいは、同じ町民でありながら、新規営農者と旧来の営農者との間に不公平は生じてないか？についてですが、北条砂丘土地改良区の費用負担だと基本的に土地所有者との話し合いで決めることなので、特に不公平はないと考えま す。	産業振興課

			また、北栄町ＨＰの新規営農者の募集情報についてですが、本町では、高齢化、少子化、農産物の価格低迷等により農家の担い手が減ってきており、少しでも農家を増やそうとしています。 新しく就農されたい方や就農する方の就農初期に係る費用負担（施設設備・生活費等）を軽減するための補助金制度がありますので、それをうまく活用していただけるよう相談にのっているところです。 補助金も制度ですので採択要件等が様々です。詳細は、北栄町産業振興課へお問い合わせください。 （問い合わせ先）北栄町産業振興課 鳥取県東伯郡北栄町土下 112 TEL. 0858-36-5565 （問い合わせ先）北条砂丘土地改良区 鳥取県東伯郡北栄町下神 1108-1 TEL. 0858-36-2004	
--	--	--	--	--